

令和7年度 所得税基礎控除の見直し等と実務上の留意事項

執筆者：星野 京宏

1. はじめに

令和7年度税制改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」などの見直しに加え、新たに「特定親族特別控除」が創設されました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるところ、12月に行う年末調整及び源泉徴収事務に直接的な影響を及ぼします。本稿では、改正の概要と給与計算実務に直結する源泉徴収事務の留意事項について解説します。

2. 税制改正の概要

1) 基礎控除の見直し

これまで基礎控除額は、合計所得金額が2,350万円以下で一律48万円とされていましたが、下表のとおり、合計所得金額に応じて段階的な控除額へと改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)	令和7・8年分	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)	95万円 ^(注2)	48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	88万円 ^(注2)	48万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	68万円 ^(注2)	48万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)	63万円 ^(注2)	48万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,350万円以下)	58万円	58万円	48万円

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ5万円、30万円、10万円、5万円を加算した額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円へ引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額		改正前
	改正後	改正前	
162万5,000円以下	55万円	55万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下	65万円	その収入金額×30%+8万円	その収入金額×30%+8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

3) 特定親族特別控除の創設

居住者に「特定親族」がいる場合、その居住者の総所得金額等から、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除することができる新制度が設けられました。（特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の一定の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。）

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注1))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の見直しに伴い、扶養親族や配偶者などの所得要件も下表のとおり改正されています。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
同一生計配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)
勤労学生		

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3. 実務上の留意事項

(1) 令和7年度の源泉徴収事務（12月の年末調整作業）

以下の点など、改正内容を社内に周知し、扶養親族などを正しく申告してもらうよう留意が必要です。

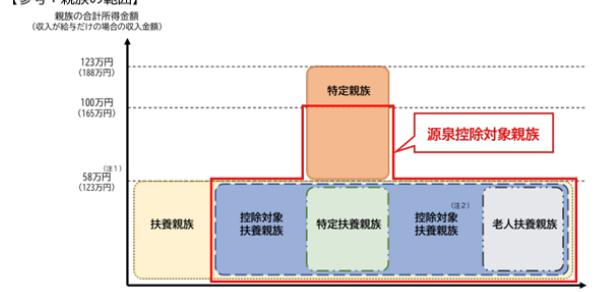
- 特定親族特別控除を受ける者からは、年の最後の給与支払日の前日までに所定の申告書（基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書）を提出してもらう。
- 改正後の基礎控除額、給与所得控除額により計算されているか、また、扶養控除、特定親族特別控除などの控除額に誤りがないかの確認を行う。
- 令和7年11月までの給与は、旧制度に基づき源泉徴収を行っているため、年末調整において、改正後の制度に基づく1年間の税額を計算し精算を行う必要がある。

(2) 令和8年分以後の源泉徴収事務

① 扶養親族等の数（扶養控除等（異動）申告書等の記載）

特定親族特別控除の創設に伴い、源泉徴収税額を算出する際の扶養親族等の数は、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族（従前は、「控除対象扶養親族」とされていた。）」の数を基に算定することとされました。そのため、令和8年分以後の扶養控除等（異動）申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載することとされました。なお、源泉控除対象親族の範囲は下表のとおりです。

【参考：親族の範囲】



(注) 1 この団の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。

2 年齢23歳以上配偶未満の非居住者については、15歳未満により国外に居住する者及び居住者を有しなくなった人、25歳未満の者。

3 その扶養者からその年に介して生活費又は教育費に充てるための支拂を38万円以上受けている人のいすれかに該当する場合に限ります。

② 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、改正後の源泉徴収税額表を用いて源泉徴収を行います。給与計算システムを利用している場合には、改正後の電算機計算の特例が反映されているかご確認ください。また、税額表から個別に源泉徴収税額を把握している場合には、最新の税額表を使用するように注意が必要です。

※本稿中の表はすべて国税庁ホームページ「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」のパンフレットより引用しています。